



議案第百十八号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を

次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

第一種町営住宅

建設年度	団地名	所在地	構造別
昭和三十四年度	山田	三朝町大字山田字沢向	木造スレート葺平家建
昭和三十九年度	横手	三朝町大字横手字藁谷	〃
昭和五十一年度	徳本	三朝町大字横手字徳本	簡易耐火構造平家建

第二種町営住宅

建設年度	団地名	所在地	構造別
昭和三十四年度	山田	三朝町大字山田沢向	木造スレート葺平家建
昭和三十九年度	横手	三朝町大字横手字粟谷	〃

附 則

この条例は、昭和五十二年一月一日から施行する。